



地図データ ©2023、地図データ ©2023 10 m

大東市隣接地等取得費補助金

<例>

- Aは50㎡以下で、1年以上居住の用に供している。
A所有者はB所有者へ売却希望。
- Bは1年以上居住の用に供しており、接道がある。
B所有者はAを購入したい。
- すでにB所有者がAを△00万円で購入し、登記も完了している。

B所有者が申請者となり、隣接地等取得費補助金を申請する。
B所有者はAの購入費△00万円の1/10、かつ上限50万の補助が受けられる。

- Aに接道がある・ない関わらず、本補助制度の対象。
- Bに接道がないと本補助制度の対象外。
- 区分所有している長屋の隣同士を購入する場合などで有効。
- Aが空家ではない場合でも、本補助制度の対象。
- 市役所がAとBの間に入ることはできないため、申請条件に売買及び登記変更が完了していること、となっている。